

# 千葉県青少年健全育成条例

|   |   |             |        |
|---|---|-------------|--------|
| 制 | 定 | 昭和39年11月 1日 | 条例第64号 |
| 改 | 正 | 昭和46年10月25日 | 条例第62号 |
|   | 〃 | 昭和57年12月23日 | 条例第38号 |
|   | 〃 | 昭和59年12月14日 | 条例第34号 |
|   | 〃 | 昭和60年12月23日 | 条例第33号 |
|   | 〃 | 昭和60年12月23日 | 条例第36号 |
|   | 〃 | 平成 4年 3月26日 | 条例第16号 |
|   | 〃 | 平成 6年 3月29日 | 条例第 8号 |
|   | 〃 | 平成 7年10月13日 | 条例第57号 |
|   | 〃 | 平成 8年10月15日 | 条例第31号 |
|   | 〃 | 平成10年12月22日 | 条例第47号 |
|   | 〃 | 平成11年10月19日 | 条例第42号 |
|   | 〃 | 平成13年12月21日 | 条例第62号 |
|   | 〃 | 平成14年 3月26日 | 条例第19号 |
|   | 〃 | 平成17年 2月22日 | 条例第22号 |
|   | 〃 | 平成17年 7月22日 | 条例第56号 |
|   | 〃 | 平成21年 3月 6日 | 条例第19号 |
|   | 〃 | 平成22年 9月24日 | 条例第42号 |
|   | 〃 | 平成23年12月27日 | 条例第49号 |
|   | 〃 | 平成27年12月25日 | 条例第69号 |
|   | 〃 | 平成30年 3月23日 | 条例第19号 |
|   | 〃 | 令和 2年 3月23日 | 条例第19号 |

## 目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 優良興行及び優良図書等の推奨（第7条）

第3章 健全育成を阻害するおそれのある行為の防止（第8条～第23条の4）

第3章の2 インターネットの適切な利用のための環境の整備（第23条の5～第23条の11）

第4章 協議会への諮問（第24条）

第5章 雑則（第25条～第27条）

第6章 罰則（第28条～第30条）

附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成のため、必要な環境の整備を図り、あわせて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することを目的とする。

### （条例の解釈適用）

第2条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやしくもこれを拡張して解釈し、県民の権利と自由を不当に制限するようなことがあつてはならない。

### （県民の責務）

第3条 すべて県民は、青少年の自主的な活動を助長し、青少年のための健全な環境をつくり、

あわせて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為又は環境から青少年を保護するように努めなければならない。

(県の任務)

第4条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる施策を行なうものとする。

- (1) 青少年の組織する自主的な団体及び青少年を健全に育成することを目的とする団体の活動に対する指導及び援助
- (2) 青少年の体育、娯楽、語り合い、研修等のための施設の新設及び整備
- (3) 地域社会において青少年の指導及び育成に協力する者の確保及び養成
- (4) 公共的団体の行なう前各号に掲げる行為に対する指導及び援助

(市町村の協力)

第5条 市町村は、青少年の健全な育成を図るため、前条に掲げる県の行なう施策に協力するよう努めるものとする。

(定義)

第6条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (2) 興行 映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見せ物を、公衆に見せ、又は聞かせることをいう。
- (3) 図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真及び映写フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、録音盤その他映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
- (4) 特定玩具等 性的感情を刺激する玩具その他の物品及び人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある玩具その他の器具をいう。
- (5) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
- (6) 自動販売業者等 自動販売機等による図書等又は特定玩具等の販売又は貸付けを業とする者をいう。
- (7) 広告物 公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (8) 電話異性紹介営業 専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下この号において同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。
- (9) 利用カード 電話異性紹介営業を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品であつて、提供さ

れる役務の数量に応ずる対価を得る目的をもつて発行されるものをいう。

## 第2章 優良興行及び優良図書等の推奨

第7条 知事は、興行又は図書等の内容が青少年の健全な育成のために特に有益であると認めたときは、これを推奨することができる。

## 第3章 健全育成を阻害するおそれのある行為の防止

### (興行者等の自主規制)

第8条 興行を主催する者若しくは興行を主催する者の団体又は図書等を販売し、頒布し、交換し、若しくは貸し付けること若しくは読ませ、聞かせ、若しくは見せること（興行を除く。以下「販売等」という。）を業とする者若しくは図書等の販売等を業とする者の団体は、興行又は図書等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、相互に協力し、緊密な連絡のもとに、当該興行を青少年に観覧させ、又は当該図書等の青少年に対する販売等をしないように努めなければならない。

(1) 性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 特定玩具等の販売又は貸付けを業とする者は、特定玩具等の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該特定玩具等の青少年に対する販売又は貸付けをしないように努めなければならない。

(1) 性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあり、かつ、犯罪を誘発する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

### (有害興行の指定及び観覧の制限)

第9条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該興行を有害興行として指定することができる。

(1) 著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 著しく粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 知事は、前項の規定による指定をした後において必要があると認めたときは、当該有害興行を青少年に観覧させてはならないことを当該興行を主催する者又は当該興行を主催する者の団体に勧告することができる。

3 第1項の指定は、告示により行うものとする。

### (有害図書等の指定及び販売等の禁止)

第10条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該図書等を有害図書等として指定することができる。この場合において、同条第3項の規定を準用する。

2 図書等で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定がない場合であつても有害図書等とする。

(1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性

交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号及び次号において同じ。）の数が、当該書籍又は雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの

(2) 書籍又は雑誌（前号に該当するものを除く。）であつて、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページの数が20ページ以上あるもの。ただし、当該書籍又は雑誌の内容が主として読者の好色的興味に訴えるものでないと認められる場合における当該書籍又は雑誌を除く。

(3) 卑わいな姿態等を被写体とした写真（印刷されたものを除く。）で規則で定めるもの

(4) カード、散らしその他これらに類する印刷物であつて、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものが印刷されているもの

(5) ビデオテープ又はビデオディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが連続して3分を超えるもの。この場合において、当該場面は連続しないが、当該場面に係る音声が続くときは、当該場面が連続するものとみなす。

(6) ビデオテープ又はビデオディスク（前号に該当するものを除く。）であつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが合わせて3分を超えるもの。ただし、当該ビデオテープ又はビデオディスクの内容が主として視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められる場合における当該ビデオテープ又はビデオディスクを除く。

3 何人も、青少年に対し、有害図書等の販売等をしてはならない。

（有害図書等の陳列の制限）

第11条 図書等の販売等を業とする者は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書等を他の図書等と区分し、容易に青少年の目に触れない一定の場所又は営業所の屋内の容易に監視することができる一定の場所に置かなければならない。

2 知事は、有害図書等が前項の規定に違反して陳列されていると認めるときは、当該図書等の販売等を業とする者に対し、有害図書等の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（有害玩具等の指定及び販売又は貸付けの禁止）

第12条 知事は、特定玩具等の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するため、これを青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれがあると認めたときは、特定玩具等を有害玩具等として指定することができる。この場合において、第9条第3項の規定を準用する。

(1) 著しく性的感情を刺激するもの

(2) 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあり、かつ、犯罪を誘発する性質を有するもの

2 特定玩具等で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定による指定がない場合であつても有害玩具等とする。

(1) 下着の形状をした玩具

(2) 着用した下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている物品

(3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

3 特定玩具等の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に有害玩具等の販売又は貸付けをしてはならない。

4 何人も、青少年に対し、有害玩具等を所持させないように努めなければならない。

(自動販売機管理者等の設置)

第13条 自動販売業者等は、その設置する自動販売機等ごとに、第15条第2項の規定による有害図書等又は有害玩具等の撤去の措置を自ら直ちに執ることができない場合においては、当該自動販売業者等に代わつてその措置を執ることができる者を自動販売機管理者又は自動貸出機管理者（以下「自動販売機管理者等」という。）として置かなければならない。

(自動販売機等の設置の届出等)

第14条 図書等又は特定玩具等を販売し、又は貸し付けるために自動販売機等を設置しようとする自動販売業者等は、その設置する自動販売機等ごとにあらかじめ、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 自動販売業者等の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地及び電話番号）

(2) 自動販売機等の設置場所

(3) 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名及び住所

(4) 前条の規定により、自動販売機管理者等を置く場合は、当該自動販売機管理者等の氏名、住所及び電話番号

(5) 自動販売機等の設置予定年月日

(6) 自動販売機等で販売し、又は貸し付ける図書等又は特定玩具等の種類

(7) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号

2 前項の規定による届出をした自動販売業者等（次項及び第4項において「届出業者」という。）は、当該届出に係る同項第2号に掲げる事項について変更をしようとするときはあらかじめ、当該届出に係る同項第1号、第3号、第4号又は第6号に掲げる事項について変更があつたときは変更の日から15日以内に、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

3 届出業者は、届け出た自動販売機等の設置を廃止したときは、廃止の日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

4 届出業者は、届け出た自動販売機等を設置した場合は、直ちに、第1項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる事項を当該自動販売機等の見やすい箇所に表示しなければならない。

5 前項の規定は、第2項の規定による届出をした自動販売業者等について準用する。

(自動販売機等への有害図書等及び有害玩具等の収納の禁止)

第15条 自動販売業者等は、その設置する自動販売機等に有害図書等及び有害玩具等を収納してはならない。

2 自動販売業者等又は自動販売機管理者等は、当該自動販売業者等の設置する自動販売機等に収納されている図書等又は特定玩具等が有害図書等又は有害玩具等に指定されたときは、直ちに、当該図書等又は特定玩具等を撤去しなければならない。

3 知事は、有害図書等又は有害玩具等が自動販売機等に収納されているときは、当該自動販

売機等の設置場所を提供している者に対し、必要な勧告をすることができる。

(自動販売機等に係る営業に関する図書等の陳列等の制限)

第15条の2 自動販売業者等は、自動販売機等に係る営業に関し、図書等を陳列し、掲出し、又は表示しようとする場合において、当該図書等に第9条第1項各号のいずれかに該当する部分が含まれるときは、当該部分が見えるように陳列し、掲出し、又は表示してはならない。

2 知事は、自動販売業者等が前項の規定に違反して図書等を陳列し、掲出し、又は表示していると認めるときは、その者に対し、当該図書等の陳列、掲出又は表示の方法の変更を勧告することができる。

(適用除外)

第16条 第13条から前条までの規定は、次の各号に掲げる場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。)の規定により青少年を客として入場させることが禁止されている場所(以下「青少年入場禁止場所」という。)の屋内で、かつ、外部から図書等又は特定玩具等の購入又は借受けをすることができない場所

(2) 屋内で、かつ、青少年が有害図書等又は有害玩具等の購入又は借受けをすることがないよう適正に管理するための者が配置されている場所

(特定薬品類等の販売の制限等)

第17条 知事は、身体に催眠、めいてい、興奮、幻覚、麻ひ等の状態(以下「催眠等の状態」という。)をひき起こさせる作用を有する薬品類等で、それを濫用することにより青少年の健康を害し、自制力を失わせるため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めたときは、当該薬品類等を特定薬品類等として規則で定めることができる。

2 何人も、青少年が催眠等の状態を得るような用法で特定薬品類等をみだりに使用するおそれがあることを知つて、青少年に特定薬品類等を販売し、又は贈与してはならない。

3 何人も、催眠等の状態を得るような用法で特定薬品類等をみだりに使用することを青少年に勧誘し、又は強要してはならない。

(有害広告物の指定及び掲出等の禁止)

第18条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第9条第1項各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該広告物を有害広告物として指定することができる。この場合において、同条第3項の規定を準用する。

2 何人も、次の各号に掲げる場所を除き、有害広告物を掲出し、又は表示してはならない。

(1) 青少年入場禁止場所の屋内で、かつ、外部から見えない場所

(2) 前号に掲げるもののほか、青少年の入場が禁止されている旨の表示がされ、青少年が入場することがないよう適正に管理するための者が配置されている場所の屋内で、かつ、外部から見えない場所

3 広告主又は広告物の管理者(次項において「広告主等」という。)は、当該広告主の掲出し、又は表示した広告物(前項各号に掲げる場所に掲出し、又は表示したものを除く。)が有害広告物に指定されたときは、速やかに、当該広告物を除去し、又はその内容を変更しなければならない。

4 知事は、広告主等が前項の規定に違反して有害広告物を除去しないと認めるとき、又はそ

の内容を変更しないと認めるときは、当該広告主等に対し、当該有害広告物の除去又は内容の変更を命ずることができる。

(有害な散らし等の頒布の制限)

第18条の2 何人も、散らしその他これに類する印刷物であつて有害図書等であるものを、現に居住の用に供する建物に、戸別に頒布してはならない。ただし、18歳以上の者を名あて人とした封書で頒布する場合その他青少年が当該有害図書等を容易に見ることができない方法で頒布する場合は、この限りでない。

(利用カードの売買等の禁止)

第18条の3 何人も、青少年に対し、利用カードを売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用カードに記載された電話異性紹介営業を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を教えてはならない。

(自動販売機への利用カードの収納の禁止)

第18条の4 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを自動販売機に収納してはならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる場所に設置される自動販売機については、適用しない。

(1) 青少年入場禁止場所の屋内で、かつ、外部から利用カードの購入をすることができない場所

(2) 屋内で、かつ、青少年が利用カードを購入することがないよう適正に管理するための者が配置されている場所

(質物の受入れ、古物の買受けの制限等)

第19条 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋又は古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商は、青少年から物品を質にとつて金銭を貸し付け、又は古物を買受けしてはならない。ただし、青少年が保護者(親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監、雇用主その他の者であつて、青少年を現に監督保護をするものをいう。第23条及び第23条の2において同じ。)の委託を受け、又は同意を得たと認められたときは、この限りでない。

2 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年から質入れ又は古物の売却の委託を受けないようにしなければならない。

(着用済み下着等の買受け等の禁止)

第19条の2 何人も、青少年から着用済み下着等(青少年が着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称した下着、だ液又はふん尿を含む。以下この条において同じ。)を買受け、若しくは売却の委託を受け、又は着用済み下着等の売却の相手方を青少年に紹介してはならない。

(有害となる行為への勧誘の禁止)

第19条の3 何人も、青少年に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 青少年が着用した下着又は青少年の唾液若しくはふん尿を売却するように勧誘すること。

(2) 風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において客に接する業務に従事するように勧誘すること。

(3) 風俗営業法第2条第1項第1号に規定する営業の客となるように勧誘すること。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第19条の4 何人も、青少年に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。以下この条において同じ。）の提供を行うように求めること。

(2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

（みだらな性行為等の禁止）

第20条 何人も、青少年に対し、威迫し、欺き、又は困惑させる等青少年の心身の未成熟に乗じた不当な手段によるほか単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められない性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、風俗営業法第2条第6項第1号から第3号まで又は第7項第1号に規定する営業に関し青少年を客に接する業務に従事させる目的で、青少年に性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

（有害行為のための場所の提供及び周旋の禁止）

第21条 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（次条において「旅館業」という。）、風俗営業法第2条第1項に規定する風俗営業、風俗営業法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者は、前条第1項に規定する行為、とばく、麻薬若しくは覚せい剤の使用、医療目的以外の催眠剤の使用又は催眠等の状態を得るような用法による特定薬品類等のみだりな使用（次項において「有害行為」という。）が行われることを知つて、青少年に場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

2 何人も、有害行為が行われることを知つて、青少年に場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

（旅館業者の通知義務）

第22条 旅館業を営む者は、客として宿泊した青少年が明らかに保護を要すると認められるときは、速やかに警察官に通知しなければならない。

（深夜外出の制限）

第23条 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜（午後11時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ。）に外出させないように努めなければならない。

第23条の2 何人も、威迫し、若しくは欺く等不当な手段により、又は保護者の委託若しくは承認その他正当な理由がなく、深夜に、青少年を連れ出し、同伴してはいかないし、又はとどめてはならない。

（深夜における入場の禁止等）

第23条の3 次の各号に掲げる営業を営む者は、当該営業を営む施設に深夜において青少年を客として入場させてはならない。

(1) 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業

(2) 客に図書等の閲覧若しくは視聴をさせる営業又はインターネットの利用をさせる営業で、区画された客席を設けて営むもの

2 前項各号に掲げる営業を営む者は、深夜において当該営業を営む場合は、当該営業を営む施設への深夜における青少年の入場を禁止する旨を当該施設に入場しようとする者の見やすい箇所に表示しなければならない。

(立入調査等)

第23条の4 知事は、この章の規定の施行のため必要があると認めたときは、当該職員をして、営業時間内において、営業所（自動販売機等の設置場所を含む。）に立ち入って調査を行わせ、関係者から資料の提出を求め、又は関係者に対して質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査等は、必要な最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 当該職員が第1項の規定による立入調査等を行う場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第3章の2 インターネットの適切な利用のための環境の整備

(定義)

第23条の5 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）をいう。

(2) 保護者 法第2条第2項に規定する保護者をいう。

(3) 青少年有害情報 法第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。

(4) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者 法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。

(5) 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア 法第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。

(6) 青少年有害情報フィルタリングサービス 法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。

(7) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等 法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。

(インターネット接続機器の管理に係る保護者の責務)

第23条の5の2 青少年の保護者は、インターネットに接続する機能を有する機器を適切に管理することにより、青少年が当該機器を使用して青少年有害情報の閲覧又は視聴をすることがないように努めなければならない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の保護者等に対する書面交付義務等)

第23条の6 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が法第14条の規定により行う説明は、次の各号に掲げるいずれかの方法によらなければならない。

(1) 法第14条各号に掲げる事項を記載した書面を交付する方法

(2) 青少年又は青少年の保護者の承諾を得て、法第14条各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものにより提供する方法

2 青少年の保護者は、法第15条ただし書の規定による申出を行う際には、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出し、又は当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者の承諾を得て、これらの事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものにより提供しなければならない。

(1) 当該申出を行う者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 青少年が青少年有害情報の閲覧又は視聴をすることがないように保護者が適切に監督することその他の当該申出を行うことについての正当な理由

3 前項の規定により青少年の保護者から書面の提出又は事項の提供を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、規則で定めるところにより、当該書面（当該書面の写しその他の規則で定めるものを含む。）又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。）を保存しなければならない。

4 前2項の規定は、青少年の保護者が法第16条ただし書の規定による申出を行う場合について準用する。この場合において、前2項中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とあるのは、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」とする。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の保護者に対する説明等に係る勧告）

第23条の7 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前条第1項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、これらの規定を遵守すべきことを勧告することができる。

（勧告に従わない携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の公表）

第23条の8 知事は、前条の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、書面により意見を述べる機会を与えなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業所への立入調査等）

第23条の9 知事は、第23条の6第1項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第23条の7並びに前条第1項の規定の施行のため必要があると認めたときは、当該職員をして、営業時間内において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業所に立ち入つて調査を行わせ、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等から資料の提出を求め、又は関係者に対して質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査等は、必要な最小限度において行うべきであつて、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 第23条の4第3項の規定は、第1項の規定による立入調査等について準用する。

（インターネットの利用をさせる営業を営む者の責務）

第23条の10 客にインターネットの利用をさせる営業で区画された客席を設けて営むも

のを営む者は、青少年にインターネットの利用をさせる場合は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用その他の適切な方法により、青少年有害情報の閲覧又は視聴を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(インターネットの適切な利用に関する啓発等)

第23条の11 県は、事業者、関係団体等と連携し、青少年によるインターネットの適切な利用に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

#### 第4章 協議会への諮問

第24条 知事は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ千葉県青少年問題協議会（次項において「協議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、第2号に掲げる場合で緊急を要するときは、この限りでない。

(1) 第7条の規定による推奨をしようとするとき。

(2) 第9条第1項、第10条第1項、第12条第1項又は第18条第1項の規定による指定をしようとするとき。

(3) 第10条第2項又は第12条第2項の規定により規則を定めようとするとき。

(4) 第17条第1項の規定により特定薬品類等を規則で定めようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により指定をしたときは、速やかに協議会に報告しなければならない。

#### 第5章 雑則

(申出及び通報)

第25条 何人も、第7条の規定による推奨若しくは第9条第1項、第10条第1項、第12条第1項若しくは第18条第1項の規定による指定をし、又は第17条第1項の規定により特定薬品類等を規則で定めるべき旨を知事に申し出ることができる。

2 何人も、図書等又は特定玩具等の販売等、広告物の掲出その他の行為が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、これらの行為、場所等を知事に速やかに通報するよう努めるものとする。

第26条 削除

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 罰則

(罰則)

第28条 第20条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第20条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 常習として第15条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第10条第3項の規定に違反した図書等の販売等を業とする者
- (2) 第11条第3項又は第18条第4項の規定による命令に従わなかった者
- (3) 第12条第3項、第15条第1項若しくは第2項、第17条第2項若しくは第3項、第18条第2項、第18条の2、第18条の4第1項、第19条の2、第19条の3、第19条の4（第3号に係る部分を除く。）、第21条第1項又は第23条の3第1項の規定に違反した者
- (4) 第14条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第18条の3の規定に違反した利用カードの販売を業とする者
- 5 第23条の2の規定に違反した者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
  - (1) 第14条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者
  - (2) 第19条第1項又は第21条第2項の規定に違反した者
  - (3) 第23条の4第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 7 第12条第3項、第17条第2項若しくは第3項、第19条第1項、第19条の2、第19条の3、第20条、第21条、第23条の2若しくは第23条の3第1項に規定する行為をした者、第10条第3項に規定する行為をした図書等の販売等を業とする者又は第18条の3に規定する行為をした利用カードの販売を業とする者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

（両罰規定）
- 第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が当該法人又は人の業務に関して前条第2項から第4項まで又は第6項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても同条の罰金又は科料刑を科する。

（免責）
- 第30条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。ただし、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する青少年が営む当該営業に関する罰則の適用については、この限りでない。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して3箇月を経過した日から施行する。
- 2 夜間における児童の保護に関する条例（昭和23年千葉県条例第103号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行前にした夜間における児童の保護に関する条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和46年10月25日条例第62号）

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則（昭和 57 年 12 月 23 日条例第 38 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に図書類を販売するために自動販売機を設置している者で、引き続き設置しようとするものは、改正後の千葉県青少年健全育成条例第 10 条の 4 第 1 項に規定する届出を、昭和 58 年 4 月 30 日までに行わなければならない。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和 59 年 12 月 14 日条例第 34 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 12 月 23 日条例第 33 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 61 年 1 月 12 日から施行する。（後略）

附 則（昭和 60 年 12 月 23 日条例第 36 号）

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 26 日条例第 16 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 4 年 5 月 6 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 3 月 29 日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正後の千葉県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第 6 条第 4 号に規定する図書等又は同条第 5 号に規定する特定がん具等を販売するために自動販売機を設置している者で、引き続き設置しようとするものは、当該自動販売機について、平成 6 年 7 月 31 日までに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める事項を知事に届け出なければならない。
  - (1) 改正前の千葉県青少年健全育成条例（以下「改正前の条例」という。）第 7 条に規定する図書類を収納する自動販売機 改正後の条例第 14 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる事項
  - (2) 前号に規定する自動販売機以外の自動販売機 改正後の条例第 14 条第 1 項各号（第 5 号を除く。）に掲げる事項
- 3 前項の規定による届出（同項第 1 号の規定による届出にあつては、当該届出に係る改正前の条例第 10 条の 4 の規定による届出を含む。）は、改正後の条例第 14 条第 1 項の規定による届出とみなして、同条の規定を適用する。
- 4 改正後の条例第 10 条第 2 項又は第 12 条第 2 項の規定により規則を定めようとする場合

については、知事は、この条例の施行前においても千葉県社会福祉審議会の意見を聴くことができる。

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 10 月 13 日条例第 57 号）

この条例は、平成 7 年 10 月 18 日から施行する。

附 則（平成 8 年 10 月 15 日条例第 31 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 8 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正後の千葉県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第 6 条第 4 号に規定する図書等又は同条第 5 号に規定する特定がん具等を貸し付けるために自動貸出機を設置している同条第 6 号に規定する自動販売業者等については、改正後の条例第 14 条第 1 項に規定する自動販売業者等とみなして、同条（同条の規定に係る罰則の規定を含む。）の規定を適用する。この場合において、同条第 1 項中「あらかじめ」とあるのは、「平成 9 年 1 月 31 日までに」とする。

- 3 前項の規定により届出を行つた者については、平成 9 年 6 月 30 日までは、改正後の条例第 15 条第 1 項の規定は、適用しない。

- 4 この条例の施行の際現に改正後の条例第 6 条第 8 号に規定するテレホンクラブ等営業（以下「テレホンクラブ等営業」という。）を営んでいる者については、改正後の条例第 18 条の 3 第 1 項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同条（同条の規定に係る罰則の規定を含む。）の規定を適用する。この場合において、同条第 1 項中「あらかじめ」とあるのは、「平成 9 年 1 月 31 日までに」とする。

- 5 この条例の施行の際現に設けられているテレホンクラブ等営業に係る営業所については、平成 9 年 1 月 31 日（その日以前に前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第 18 条の 3 第 1 項の規定による届出をした場合にあつては、平成 10 年 12 月 31 日）までは、改正後の条例第 18 条の 4 第 1 項の規定は、適用しない。

- 6 この条例の施行の際現に掲出され、又は表示されている改正後の条例第 6 条第 7 号に規定する広告物については、平成 9 年 3 月 31 日までは、改正後の条例第 18 条の 6 第 1 項の規定は、適用しない。

- 7 この条例の施行の際現に改正後の条例第 6 条第 9 号に規定する利用カードが収納されている自動販売機については、平成 9 年 6 月 30 日までは、改正後の条例第 18 条の 9 第 1 項の規定は、適用しない。

- 8 改正後の条例第 18 条の 4 第 1 項の規定により規則を定めようとする場合については、知事は、この条例の施行前においても千葉県社会福祉審議会の意見を聴くことができる。

- 9 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 12 月 22 日条例第 47 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 21 条第 1 項の改正規定は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 10 月 19 日条例第 42 号）

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）の施行の日〔平成 11 年 11 月 1 日〕から施行する。

附 則（平成 13 年 12 月 21 日条例第 62 号）

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 52 号）の施行の日から施行する。（平成 13 年 12 月政令 417 号により、平成 14 年 4 月 1 日から施行）

附 則（平成 14 年 3 月 26 日条例第 19 号）

この条例は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 22 日条例第 22 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 7 月 22 日条例第 56 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 6 日条例第 19 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正後の千葉県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第 6 条第 11 号に規定する出会い喫茶等営業を営んでいる者については、改正後の条例第 18 条の 5 第 1 項に規定する出会い喫茶等営業を営もうとする者とみなして、同項（同項の規定に係る罰則の規定を含む。）の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成 21 年 6 月 1 日までに」とする。

附 則（平成 22 年 9 月 24 日条例第 42 号）

この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 27 日条例第 49 号）

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 25 日条例第 69 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 45 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条から第 4 条までの規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日条例第 19 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日条例第 19 号）

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

# 千葉県青少年健全育成条例施行規則

|   |   |                    |                |
|---|---|--------------------|----------------|
| 制 | 定 | 昭和40年 2月 1日        | 規則第 2号         |
| 改 | 正 | 昭和46年11月 2日        | 規則第 87号        |
|   | 〃 | 昭和47年11月 4日        | 規則第 81号        |
|   | 〃 | 昭和53年 4月 1日        | 規則第 18号        |
|   | 〃 | 昭和53年11月17日        | 規則第 80号        |
|   | 〃 | 昭和58年 3月11日        | 規則第 7号         |
|   | 〃 | 平成 4年 5月 6日        | 規則第 68号        |
|   | 〃 | 平成 6年 6月10日        | 規則第 37号        |
|   | 〃 | 平成 8年11月29日        | 規則第 69号        |
|   | 〃 | 平成 9年 3月31日        | 規則第 29号        |
|   | 〃 | 平成12年 3月31日        | 規則第 54号        |
|   | 〃 | 平成13年12月21日        | 規則第116号        |
|   | 〃 | 平成16年 4月 1日        | 規則第 84号        |
|   | 〃 | 平成17年 3月 7日        | 規則第 25号        |
|   | 〃 | 平成17年 3月18日        | 規則第 33号        |
|   | 〃 | 平成21年 4月24日        | 規則第 45号        |
|   | 〃 | 平成22年 9月24日        | 規則第 45号        |
|   | 〃 | 平成23年 3月31日        | 規則第 46号        |
|   | 〃 | 平成24年 4月 6日        | 規則第 49号        |
|   | 〃 | 平成24年 6月29日        | 規則第 58号        |
|   | 〃 | 平成25年 2月 5日        | 規則第 9号         |
|   | 〃 | 平成26年 3月31日        | 規則第 32号        |
|   | 〃 | 平成27年12月 4日        | 規則第 72号        |
|   | 〃 | <u>平成30年 3月23日</u> | <u>規則第 15号</u> |

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号。以下「条例」という。）に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(優良興行及び優良図書等の推奨の方法)

第2条 条例第7条の規定による推奨は、告示により行うものとする。

(有害図書等とする図書等の内容)

第2条の2 条例第10条第2項第1号から第4号までに規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- イ 大たい部を開いた姿態
- ロ 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- ハ 愛ぶの姿態又はこれを連想させる姿態
- ニ 自慰の姿態
- ホ 排せつの姿態
- ヘ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- イ 性交又はこれを連想させる行為
- ロ ごうかんその他のりよう辱行為
- ハ 同性間の行為

ニ 変態性欲に基づく行為

- 2 条例第10条第2項第5号及び第6号に規定する規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

(有害図書等の区分陳列の方法)

第2条の3 条例第11条第1項の規定による有害図書等を陳列するときの他の図書等との区分の方法は、次の各号のいずれかの措置をとり、かつ、有害図書等を陳列する場所の見やすい箇所に、容易に判読できる大きさの文字を使用して、有害図書等を青少年に販売等することができない旨の表示をすることとする。

- (1) 間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に有害図書等を陳列すること。
- (2) 有害図書等以外の図書等を陳列する棚から60センチメートル以上離れた棚に、有害図書等をまとめて陳列すること。ただし、有害図書等を陳列する棚を、有害図書等以外の図書等を陳列する棚の背面に設置する場合を除く。
- (3) 有害図書等を陳列する棚の前面から10センチメートル以上張り出す仕切り板(透視できない材質のものとする。)を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、有害図書等をまとめて陳列すること。
- (4) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書等をまとめて陳列すること。
- (5) 有害図書等をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列すること。

第2条の4 条例第11条第3項の規定による命令は、別記第1号様式の文書により行うものとする。

(有害玩具等とする物品の内容)

第2条の5 条例第12条第2項第3号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造をなし、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨張させ人形となるものを含む。)

(自動販売機等の設置の届出等)

第3条 条例第14条第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書(別記第2号様式)を設置場所を管轄する地域振興事務所の長を経由して知事に提出することにより行うものとする。ただし、当該設置場所を管轄する地域振興事務所が置かれていない場合にあっては、地域振興事務所の長を経由することを要しない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 自動販売業者等(県の区域内に住所を有しない者に限る。)の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書。第5号において同じ。)
- (2) 自動販売機等の設置場所付近の見取図(縮尺3千分の1程度)及び配置図
- (3) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類

- (4) 自動販売機等の設置場所の土地の登記事項証明書
  - (5) 自動販売機等の設置場所の提供者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
  - (6) 自動販売機管理者等（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
  - (7) 自動販売機管理者等が条例第 13 条に規定する自動販売機管理者等の業務を行うことを承諾していることを証する書類
- 3 条例第 14 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出は、自動販売機等変更（廃止）届出書（別記第 3 号様式）を設置場所を管轄する地域振興事務所の長を経由して知事に提出することにより行うものとする。ただし、当該設置場所を管轄する地域振興事務所が置かれていない場合にあっては、地域振興事務所の長を経由することを要しない。
- 4 前項の届出書には、次の各号に掲げる事項の変更にあっては、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- (1) 自動販売業者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地） 第 2 項第 1 号に掲げる書類
  - (2) 自動販売機等の設置場所 第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる書類（同一の地番内の土地において設置場所を変更する場合にあっては、第 2 項第 2 号の配置図に限る。）
  - (3) 自動販売機等の設置場所の提供者 第 2 項第 3 号から第 5 号までに掲げる書類
  - (4) 自動販売機管理者等の氏名及び住所 第 2 項第 6 号に掲げる書類
  - (5) 自動販売機管理者等 第 2 項第 6 号及び第 7 号に掲げる書類
- 5 条例第 14 条第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による表示は、別記第 4 号様式により行うものとする。
- （特定薬品類等）
- 第 3 条の 2 条例第 17 条第 1 項の規定による特定薬品類等は、次のとおりとする。
- (1) 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 6 の 2 第 1 号から第 47 号までに掲げる物及びこれらの物のみの混合物をいう。次号において同じ。）
  - (2) 有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物であって、有機溶剤を当該混合物の重量の 5 パーセントを超えて含有するものをいう。）
- （公表）
- 第 3 条の 3 知事は、青少年の濫用を特に防止する必要があると認めた特定薬品類等の商品名を公表することができる。
- （広告物に係る措置命令の方法）
- 第 4 条 条例第 18 条第 4 項の規定による命令は、別記第 5 号様式の文書により行うものとする。
- （立入調査等を行う職員等）
- 第 5 条 条例第 23 条の 4 第 1 項及び第 23 条の 9 第 1 項に規定する該当職員は、次の各号に掲げる職員のうちから知事が指定する者とする。
- (1) 環境生活部県民生活・文化課の職員
  - (2) 地域振興事務所の職員
- 2 条例第 23 条の 4 第 3 項（条例第 23 条の 9 第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、別記第 6 号様式のとおりとする。
- （携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が情報通信の技術を利用する方法）

第6条 条例第23条の6第1項第2号の規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の使用に係る電子計算機と青少年又は青少年の保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて条例第23条の6第1項第2号に掲げる事項（以下この条において「説明事項」という。）を送信し、青少年又は青少年の保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- (2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて青少年又は青少年の保護者の閲覧に供し、当該青少年又は青少年の保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該説明事項を記録する方法
- (3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を青少年又は青少年の保護者の閲覧に供する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 青少年又は青少年の保護者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。
- (2) 前項第3号に掲げる方法にあつては、青少年又は青少年の保護者から請求があつた場合に、同項第1号又は第2号に掲げる方法により説明事項を提供することができるものであること。  
（青少年の保護者が情報通信の技術を利用する方法）

第7条 条例第23条の6第2項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 青少年の保護者の使用に係る電子計算機と携帯電話インターネット接続役務提供事業者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて条例第23条の6第2項各号に掲げる事項（以下この項において「申出事項」という。）を送信し、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- (2) 青少年の保護者の使用に係る電子計算機に申出事項を入力し、電気通信回線を通じて携帯電話インターネット接続役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- (3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者の使用に係る電子計算機に申出事項を入力し、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

2 前項の規定は、条例第23条の6第4項において準用する同条第2項の規則で定める方法について準用する。この場合において、前項中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とあるのは、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」と読み替えるものとする。  
（青少年の保護者の申出書等の保存期限等）

第8条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、条例第23条の6第2項の規定により青少年の保護者から書面の提出又は事項の提供を受けたときは、同条第3項の規定により、当該書面又は当該事項を記録した電磁的記録を同条第2項の申出に係るインターネット接続役務の提供に関する契約が終了する日まで保存しなければならない。ただし、当該契約に係る青少年が青少年でなくなつたときは、この限りでない。

2 条例第23条の6第3項の規則で定める電磁的記録は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

3 前各項の規定は、条例第23条の6第4項において準用する同条第3項の規定による保存の方法及び同項の規則で定める電磁的記録について準用する。この場合において、前各項中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とあるのは、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」と読み替えるものとする。

(申出及び通報の方法)

第9条 条例第25条の規定による申出及び通報は、口頭又は文書をもってするものとする。

この場合において、優良興行の推奨の申出は、優良興行推奨申出書(別記第7号様式)によらなければならない。

(点字による申出)

第10条 前条の規定にかかわらず、視覚障害者は、同条後段に規定する申出書に代えて当該申出書の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年11月 2日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年11月 4日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年 4月 1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年11月17日規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年 3月11日規則第 7号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成 4年 5月 6日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6年 6月10日規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県青少年健全育成条例施行規則第6条第2項の規定により発行されている証明書は、改正後の千葉県青少年健全育成条例施行規則第6条第2項の規定により発行されたものとみなす。

附 則(平成 8年11月29日規則第69号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県青少年健全育成条例施行規則第3条第4項の規定により行われている表示は、改正後の千葉県青少年健全育成条例施行規則第3条第4項の規定により行われたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の千葉県青少年健全育成条例施行規則第6条第2項の規定により発行されている証明書は、改正後の千葉県青少年健全育成条例施行規則第6条第2

項の規定により発行されたものとみなす。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 29 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 54 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 12 月 21 日規則第 116 号）

この規則は、千葉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（平成 13 年千葉県条例第 62 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 84 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 7 日規則第 25 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 17 年 3 月 18 日規則第 33 号）

この規則は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。ただし、別記第 4 号様式の改正規定（同様式を別記第 5 号様式とする部分を除く。）は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 24 日規則第 45 号）

この規則は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 24 日規則第 45 号）

この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 46 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 6 日規則第 49 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 29 日規則第 58 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 5 日規則第 9 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 32 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 4 日規則第 72 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日規則第 15 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

